

序にかえて——逸脱から融合への軌跡

和田仁孝

還暦記念論集といえば、通常は、弟子や学恩を受けた研究者が、その業績を顕彰し学恩に謝意を示すために出版するというのが通例であり、最近では厳しい出版事情もあって、そうした企画も少なくなっているように思われる。私自身には、本来的な意味で弟子と呼べるような存在はない。かろうじて現在研究職についている人の中に九州大学でのゼミの学生であった者、修士課程で指導した者が数名いるに過ぎない。大学院生の頃、棚瀬教授が「後進を育てることも研究者の重要な仕事だ」と言われていたのを覚えているが、この点ではほとんどその成果を上げることができなかったし、九州大学で同僚であった山本顕治教授からは、よく「和田さんには弟子を育てるのは無理」と言われたこともある。まさにその通りで、端的に「育てる以前に自身が苦闘の真っ最中」であったというほかない。このことは私自身の学問観とも通底していることのように思われる。

ともかく、そうした中で、こうした論集を編んでいただけることは、望外の幸せである。ただし、編者の西田英一、山本顕治、事務局を務めてくれた中西淑美、山田恵子の諸氏の意図は、私の還暦という機会を捉えて、何か面白い本を作ってみようということであったらと思う。それが証拠に、寄稿者には、私と同世代や先輩の研究者が多く含まれているほか、恩師である棚瀬孝雄教授から、果ては私自身まで寄稿者のひとりとなっている。

研究者の仕事には、いかに謙抑的であろうと、その研究者自身の人間性が色濃く反映するものである。あらゆる束縛や規範的拘束を嫌って逸脱することに快感を覚えてきた私には、このある意味、逸脱的な還暦記念論集こそ、もっともふさわしく、研究者として得られるなによりの贈り物ということができよう。

さて、自分の仕事について語ることほど面映いものはない。何人かの方が、寄稿いただいた論文、コメントの中で、私の仕事についての「読み」を示してくれたと伺っている。「読み」があらゆる可能性に開かれているとすれば、自

分の仕事について語る私の「読み」もそのうちのひとつとして等価である。そう考えて、少しは気楽に、自分の歩みを語りなおしてみることにはしたい。

まず、私にとって学問とは何かという点から、率直に語ってみたい。私は、常に学問に対して厳しく、誠実に向き合っている研究者の方々に取り巻かれてきた。棚瀬孝雄教授、故井上正三教授、先輩である檜村志郎教授、同僚であった山本顯治教授などなど。そうした学問に対する熱意や誠実さが、私には完全に欠如している。法社会学という専門領域で論文を書くこと、それは私の生における多様な表現のひとつに過ぎない。もちろん、どの研究者もそうした多様な場と表現の機会を人生において有しているのは当然であるが、私には、その中で学問が、何らかの特殊な優位性をもっているとは思えないまま、長期にわたって研究に携わってきたと思う。自分の学問が、あるいは論文が、社会にとって、あるいは人々の生活にとって、どれだけ価値があることなのか、何の確信も持てなかった、ないしは何の価値も見出せなかったといってもよい。学問の世界で、少しは評価されたとしても、それはその世界の中だけのことでしかなかった。もちろん、不真面目に学問をしてきたわけではない。自分なりに一生懸命に向き合っては来たが、しかし、なお、その努力に確信を伴うほどの価値を見出せなかったということである。

恩師や同僚の先生方が、顔をしかめるようなことをあえて書いてきたのは、それが私の仕事の本質に強く反映していると思われるからである。また、私を取り巻く恩師や同僚、さらに学界は、この逸脱しがちな私の仕事に、おそらくは、それゆえにこそいささかでも興味を持って、その逸脱を許容し、またしばしば守ろうとさえしてくれたように思う。もちろん、多くの反発もあったが、それは、また当然のことである。

大学院に入学して研究者の道を歩み始めた当初には、もう少し純粋に、学問に向き合う姿勢を持とうと努めていたように思う。しかし、決定的であったのは、修士1年の夏に行った借家紛争調査であった。何ヶ月にもわたった調査の過程で思い知らされたのは、訴訟や法がいかに紛争のただ中にある人々の葛藤や営みのわずかな一部しか救い上げていないのか、あるいは歪めていくのかと

いう点であり、同時に、社会科学調査法が、やはり同様に多くのものを切り捨てていく手順に他ならないように思えたという点である。この通底する2つの懷疑は、法学、社会科学の双方からもれ落ちてくるものをいかに拾い上げていくかという研究者としての私のテーマの基盤となった。法学や法制度の諸概念を探究し、社会科学的に分析を加えていくという、いわば「行儀のよい」法社会学は、私にはとりえない選択肢だった。

しかし、もちろん、学問というコミュニティの場で位置を占めるためには、一定の整形を施す必要もある。棚瀬教授の指導と、私のある種の器用さによって、この妥協ないし「密猟」は、問題なく達成できた。その際、もっとも近しさを感じた法人類学の文献についての、これは間違いなく「誠実な」渉猟があったことも付言しておきたい。

この京大大学院時代のいくつかの論稿は、そうした学問への妥協という色彩がより強いといえる。一般的理論の展開、正統な法律学への貢献といった表層の要素を見る限り、根源的な懷疑は影を潜めていたかと思う。また、そうした抽象度の高い論稿であっても、その論理の基盤は、いくつか関与した社会調査で出会った人々の語りにあったことは明言しておきたい。実証的エビデンスの欠落を批判されても、私はそこにほとんど痛痒を感じなかった。なぜなら、社会調査の標準化されたアプローチでは見えない、あるいは見えても切り捨てられてしまう何かに、自分は常に触れ、それを掴み取っているという確信があったからである。学問的作法の観点、とりわけ実証主義的・科学的方法論からは、逸脱していても、そうした作法自体を斜に構えて見る視点、そしてそれゆえの逸脱はこの頃にすでに、あるいはあらかじめ私自身の裡に存在していた。

この点は、論文の執筆方法にも反映している。多くの誠実な研究者は、論文執筆の過程で、渉猟した文献、調査データ、研究ノート等を綿密に参照しながら、作業を進めていくのだと思う。しかし、私は論文を書くとき、ほぼ例外なく、何を参照するでもなく、最初から最後まで一气呵成に書き上げてしまうという方法をとっていた。執筆に集中したときに、溢れてくる思考、めまぐるしい抽象と実経験との対話的循環の動きを妨げることなく、構想自体がその過程で創り上げられていくという感じであった。執筆は私にとって苦痛ではなく、むしろ、快感さえともなっていたと思う。注や文献は、後付で後に本文に挿入

していくしかなかった。原稿用紙に手書きで執筆していた時代も、PCで執筆する今でも、変わるところはない。これも、小説家ならともかく、研究者の執筆方法としては失格だといわざるを得ない。修士論文の審査の席で、委員の一人であった北川善太郎教授に「もう少し、丁寧に挨拶しながら書いていきなさい」と指摘されたのも、この逸脱を見極められてのことだったと思う。この点での逸脱、「間違った論文執筆方法」も、今に至るまで矯正されることなく続いている。

私が若い研究者として、初めて上梓した『民事紛争交渉過程論』は、主に、この京大の大学院生時代の論稿を集めたものである。

こうした逸脱と正統な学問との狭間で、もちろん、葛藤がなかったわけではない。あるべき研究者としての正統な学問への姿勢を保たなければという思いと、自分の無軌道な逸脱衝動との間での葛藤は消えることはなかった。この葛藤が緩和された最初の機会は、九州大学での第三の波学派との出会いであった。その思考は正統な民事訴訟法学の立場から見れば、まさに「逸脱」そのものであったが、なおそこに、学問の外側の実践的感覚が強く反映し、正当性の基盤が存在するように私には感じられたのである。私の仕事や経験は、第三の波の手續論に、法社会学の側から、いささかの新たな視点を付け加えることができたと思うし、また自身の研究もこれによって、ひとつの方向性を得たように思う。

こうしてこの時期、スタンフォード大学人類学科での在外研究中に、自身の紛争過程論を体系的にまとめた『民事紛争処理論』を上梓することとなった。「当事者にとって紛争の解決はない」といった体験に基づく感覚と、言説の支配といった抽象度の高い議論とをいかに融合させ得るかに難渋しつつ、ともかくもまとめあげることができた。今では、当然のごとく語られるConflict Transformationという概念も、当時の反応は、「解決しないなど、訳のわからない不真面目な議論だ」というものであった。

しかしまた、反面、「逸脱」は「正統」があってこそ、成り立つものである。「逸脱」が純粋に徹底されていくその先には、必然としての「破壊」があると思われる。民事訴訟法学の第三の波の思想は、民事訴訟法学内部の新たな理論的

チャレンジというより、純粹には民事訴訟法学それ自体の破壊にもつながりかねない根源的批判にほかならない。そしてそれは、法社会学者としての私の学問そのものにも当てはまることであった。

その後、学会や共同研究に誘われるまま参加し、「研究者という社会的役割」を果たすべく、旺盛に執筆を行ってきた。先に述べた乱暴な執筆方法のせいもあって、研究者としては筆も早く多産な成果を挙げることができたと思う。しかし、同時に葛藤は解決されないままに留まっていた。その頃に出会ったのが、アメリカのLaw and Society研究の中で隆盛してきた解釈法社会学である。批判法学と連動しつつ、アメリカの法と社会研究の中に生まれた解釈法社会学の視点は、自身の視点と大きく重なるところがあった。いうまでもなく、この動きの背景には、ポストモダニズムの哲学・思想の影響が存在する。それは、私が実体験の中でかかわってきた人々の振舞いから得た感覚と、一方で渉猟してきた哲学的文献から得た着想を結びつける結節点として機能し、多くのヒントを与えてくれる動きであった。

再び訪れたニュージーランドでの何にも煩わされない在外研究の機会に、その思考をまとめ『法社会学の解体と再生——ポストモダンを超えて』を出版することとなった。この書物は、何より、まずそのタイトルをめぐって大きな反発を受けることになった。法社会学の先達からのご批判はもちろん、一般にも「解体とは何事か」といった反応であったかと思う。確かに『解釈法社会学の構図』といった大人しい書名にする選択肢もあったが、先に述べた第三の波の破壊性とその先に見えるものという自身の中に滞留したテーマへのこだわりがあったのが、このタイトルを選んだ一番の理由である。この本ほど、評価が分かれた業績はほかにはない。非常に厳しい反発と同時に、非常に好意的な評価を、しばしば法社会学以外の専門家から受けることとなった。

この著作については、「習作にほかならない」「熱に浮かされた理念の遊びに過ぎない」といった厳しい言葉をいただいたこともあれば、和田法社会学の方法論的立場が確立されたという好意的な感想もいただいたが、私自身の「読み」は少し違っている。あの本で示したのは、法と社会研究における新しいひとつの理論や方法論ではない。あらゆるアプローチの上にかぶさる認識論的次元で

のインスピレーションに、それはほかならない。比喩的に言えば、「神は死んだ」という言明そのものであった。問題はどのようなアプローチを取るにせよ、その言説の「権力性と非一般性を語り手が認識していること」の重要性である。それは、言説をつむぐ者としての姿勢の問題にはかならず、そのときから、これが、学問的専門性の中で培われた方法への忠誠、換言すれば拘束性にと取って代わる、新たな自由と誠実さの根拠として、私の仕事の支えとなった。個々のケースを論じる際にも、二次資料を解釈するときも、質問紙調査のデータを読むときも、個々の方法論への忠誠でなく、こうした枠のない自由な学と、体験の中で人々から得た何かを踏まえ、かつ自己の限界に気づいていることが、語ることの意味を支えてくれたのである。この本は、私の実体験と、これまでの学問的営みの必然的な生産物であったと考えている。

しかし、そこで示した視点は、決して無責任な価値相対主義というわけではない。認識論的な価値の相対性を前提に、なお、生の世界において人はその固有の価値を、支配されつつも紡ぎだしていく。研究者も例外ではなく、自身の研究という営みにおいて、認識論的相対主義に基づいて、正統科学の言説的支配を脱し、ローカルな価値を志向しつつ、またその権力性を自覚しつつかわっていくことが、私の立場からは必要となる。この解釈法社会学の視点、ないしポスト構造主義そのものの脱構築的視点は、私に学問をめぐる自由と逸脱すなわち「抵抗」の意義を教えてくれたといってよい。そこから、私にとっての研究は、研究室や論文といった形式にとらわれず、社会そのものに何かを書き込んでいく営みをも包摂するものへと変化していった。

その際、相対的ではあっても、私が目指したのは、やはり「正統なるもの」からもれ落ちていく人々の声や感情を見据えていくことだった。研究の過程で出会った数え切れない紛争当事者の苦痛や想いを、とりわけ「善良なる顔貌」と「善意」が結果的に課す、多くは予期せざる支配と抑圧から、救い出し、表現を与えていくこと、そうした場を創出していくことが私の課題となった。メイヤロフ的な「ケア」は、そのための重要なキーワードであり、理論的には、社会構成主義ないしナラティブ・アプローチが支えとなった。

いくつかの偶然的出会いがあり、医療紛争の領域で、主にその後の研究は展

開していくこととなる。私が、法社会学や紛争過程論という専門領域で、その価値について確信が持てないままに紡ぎだしてきた発想と視点は、この具体的な領域に向けて、より平易に語り、書き込むことによって、ひとつの意義ある動きをそこに生み出すことができた。ここでも多くの被害者や、事故にかかわった医療者との出会いの中で、学問として自身に取り組んできたいいくつかの着想、「紛争は解決しない」「過程こそが解決である」「普遍的価値の抑圧性」「法の限界と歪み」などの思考が個々の人々の体験の語りと循環的に融合し、その結果、進むべき道が開けてきたのである。それらの理念を現実の世界に書き込むこと、具体的には、当事者の「終わりなき対話」を支える機会としてのメディエーション過程の実現と、それを支える人材を養成することが大きな課題となった。この企ては、制度を動かし、また海外にも広がるなど、大きな成果を生み出すことになった。学問と実践が、そこでは、分離されたものでなく、等価の融合態として私の前に現前している。ここに至って、ようやく、自身の逸脱的で、しばしば高踏的な仕事、すなわち、「知の認識論的基礎」、「法と社会理論」、「紛争過程論」、「法専門家論」等が、生の世界への書き込みを通して、何らかの価値を有するとの確信をいささかでも持ちうるようになったのである。

表面的に見れば、それは学問から実践への転換のように見えるかもしれない。しかし、私の認識論的基礎から見れば、それはまさしく循環的融合の帰結であり、学そのものの懐疑から出発した自身の学の必然的な結果であり、ある意味で私の学問の完成態であったと考えている。

このような感情やケアへの注目もあって、しばしば、私の政治哲学的基礎は共同体主義であるかのように誤解を受けてきた。この点については論争的な論稿の中でも明示したが、自身の中には、むしろ、あらゆる拘束から自由でありたいという強い自由への意思が存在する。共同体的価値であれ、普遍的価値であれ、あらゆる言説の支配の下で、なお人々が示す抵抗こそ、私が見据えようとしたものであり、そこには、抵抗するしたたかでしなやかな個人の自由と創発性への憧憬がある。「微分化された個人」でありつつ、なおその場で、ローカルなケアと共感を築きうる人間像が、その根底にあり、私自身は、それこそが現実生きる人々の姿にもっとも近似した人間像であると信じている。それ

は共同体主義でもなければ、リヴァタリアニズムでもなく、おそらくはそれらの要素が融合した倫理的立場であると考えている。

賢明な研究者であれば、自省といささかの満足を伴った、もっと行儀のよい文を書くのかもしれない。しかし、これが、学問への懐疑と逸脱から出発した私の素直な「和田仁孝の軌跡についての読み」である。

最後に謝意を述べさせていただきたい。懐疑と逸脱の中で、「教え」「教育する」に値するものへの確信を持てなかった私が後進を指導できなかったのは当然である。にもかかわらず、一応は還暦記念としての本書を企画してくれた編者、事務局の友人たち、また年長であるにもかかわらず寄稿してくださった先輩の皆さん、おそらくは戸惑いながらも寄稿してくださった多くの寄稿者の皆さんに感謝の意を表しておきたい。また、私の視点に目を留め、共同研究にいつも誘っていただいているDavid Engel教授も、快く寄稿してくれた。法律文化社の秋山泰さんは、大学の先輩でもあり、若いころから、私の仕事に注目していただき、有益な助言を与えて続けてくださっているし、この度は出版事情の厳しい中でこうした書物を企画していただいた。

そして、それ以外に、研究者としての人生の中で出会った数え切れない人たちの声が私の仕事を支え、形作ってくれたと考えている。自身に献じていただく書物の中で、私が謝辞を述べるのも不自然かもしれないが、これらすべての方々に心からの謝意を最後に表させていただきたい。

2015年8月17日

和田仁孝